

28 児童虐待防止対策の充実について

(財務省、厚生労働省)

【内容】

- (1) 児童虐待防止対策について、平成24年度以降も着実な取り組みができるよう、子育て支援対策基金(国基金名：安心こども基金)による緊急強化事業の期間を延長するとともに、将来的には恒久的な財政措置を講じること。
- (2) 児童相談所の児童心理司及び市町村の専門職員の配置基準を明確にするるとともに、適切な財政措置を講じること。
- (3) 被虐待児ケアの充実を図るため、児童養護施設等の直接処遇職員の配置基準を改善するとともに、適切な財政措置を講じること。
- (4) 虐待を理由とした施設入所措置の場合の児童措置費扶養義務者負担金に係る減免制度を創設すること。

(背景)

平成22年度補正予算により創設された「児童虐待防止対策緊急強化事業(安心こども基金事業)」を活用し、児童の安全確認等のための体制強化や児童虐待防止対策強化のための広報啓発、人材育成等を実施しているが、平成23年度限りの事業であり、継続実施が難しい状況にある。

児童相談所における児童虐待相談の対応件数は、全国的には年々増加しており、複雑で困難な事案も多くなっている。児童相談所は、市町村に対し技術的援助及び助言を行う等児童虐待の中核的専門機関であり、職員体制・専門機能の充実や関係機関との連携強化の必要があるが、児童福祉司については配置基準が示され、財政的措置(地方交付税算定基礎)も講じられているのに対し、児童心理司の配置基準等についての考え方は示されていない。

市町村においては、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童対策調整機関に一定の要件を満たす者を配置することについて努力義務を課すとされたが、相談ニーズに的確に対応するためには、専門職員の確保等、相談体制の充実が必要であり、職員の配置基準等を明確にすることが必要である。

児童養護施設等においては、虐待を受けた児童の処遇に支障を来すことがないように、適切なケアを提供することが必要である。平成23年6月に児童福祉施設最低基準の改正が行われたところであるが、新たな予算措置を伴わない当面の見直しであり、早急に抜本的な見直しを行う必要がある。

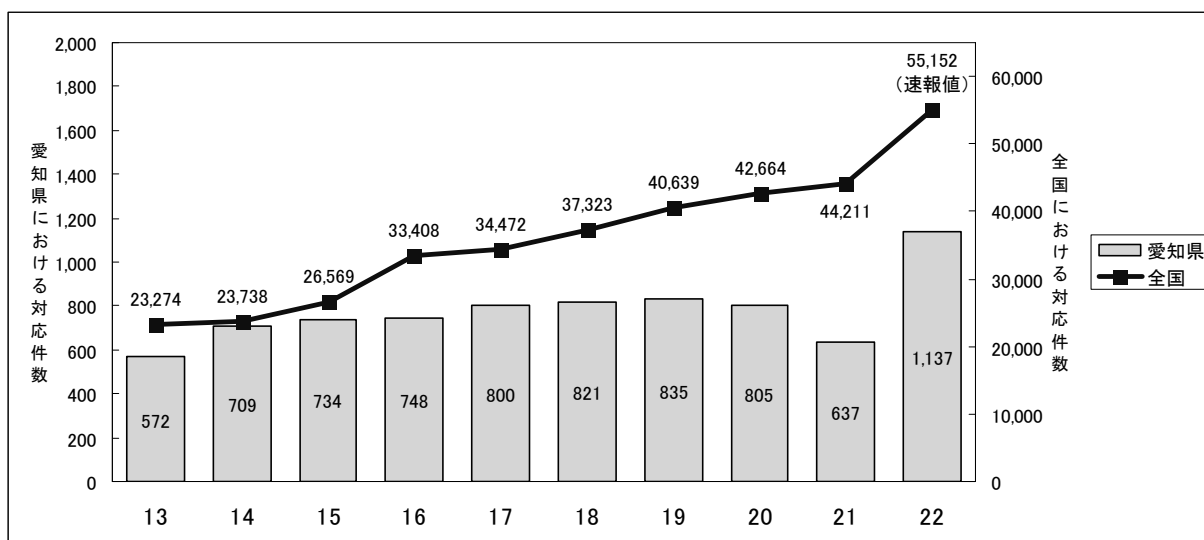
虐待を否定する保護者から施設入所措置の同意を得ることは難しく、特に児童措置費扶養義務者負担金については理解が得られず、施設入所措置の説得には応じても負担金の納付を拒否するケースが多い。このため、負担金の収入未済額が増加しており、虐待事例の施設入所措置に当たっては、減免等の措置が必要である。

(参 考)

1 愛知県(名古屋を除く)及び全国における「虐待相談対応件数」の推移

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
愛知	572	709	734	748	800	821	835	805	637	1,137
全国	23,274	23,738	26,569	33,408	34,472	37,323	40,639	42,664	44,211	55,152

平成 22 年度の全国数値は、宮城県、福島県及び仙台市を除く速報値である。



2 児童虐待防止対策緊急強化事業(安心こども基金事業)

事業の内容	対象
児童の安全確認等のための体制強化	児童相談所・市町村において、児童の安全確認強化のための補助職員の配置
児童虐待防止対策強化のための広報啓発	児童虐待等の通告先の周知や意識啓発に係る広報啓発
児童虐待防止対策強化のための人材育成 (児童虐待防止対策強化のための資質向上)	専門職員等に対する資質向上研修の開催、マニュアル等の作成
児童相談所・市町村の体制強化のための環境改善	児童相談所等の改修や備品整備等
児童虐待防止緊急対応強化の取組	地域における創意工夫に満ちた取組

3 児童措置費扶養義務者負担金(抜粋)

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設
階層区分	定義	徴収金基準額(月額)
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円
C 1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が右の区分に該当する世帯	均等割の額のみ(所得割のない世帯) 4,500円
C 2		所得割の額がある世帯 6,600円
D 1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が右の区分に該当する世帯	15,000円以下
D 2		15,001円から40,000円まで
D 3		40,001円から70,000円まで
D 4		(以下略)